

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【訓 令】

○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正

〃

総務学事課

【告 示】

（以上県例規集登載）

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公 告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

〃

〃

〃

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 県営土地改良事業の工事完了

県民生活交通課

道路整備課

〃

〃

〃

〃

耕地課

目次

担当課（室）

◎岡山県訓令第6号

庁 中 一 般

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十二日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

第四表第一分類D第二分類0の表第三分類0の項中

5				
5	特定調達契約 若狭検査村 委員会	5	特定調達契約 若狭検査村 委員会	永

に改め、同8の項中

対 照 表	5
を	対 照 表
	1

に改める。

第四表第一分類D第二分類4の表第三分類3の項中

5	社会保険 (再任用 等)	5
5	社会保険 (再任用 等)	4
4	社会保険 (再任用 等)	4

に改め、同4の項中

給与明細 給付	5
を	

に、

県市町村 民税特別 徴収簿	を	住民税特別 徴収税額決 定通知書	に、	5	社会保険	5
を		に、		5	社会保険	5
				4	社会保険	4
				4	社会保険	4
				に、		を
				に、	5	7

第四表第一分類D第二分類7の表第三分類2の項中

重要物品 調達関係 書類	5	用品加算 金免除承認	3	を			
--------------------	---	---------------	---	---	--	--	--

に改める。

第四表第一分類F第二分類0の表第三分類0の項中

	を	特定個人 情報取扱 記録	7
--	---	--------------------	---

に改める。

第四表第一分類F第二分類3の表第三分類1の項中

データ受 渡票	1	を	入出カセ 運 用書類	5
------------	---	---	------------------	---

に改める。

第四表第一分類N第二分類0の表第三分類7の項中

療	章	を	寂黙・療	章	に改める。
---	---	---	------	---	-------

第四表第一分類N第二分類1の表第三分類1の項中

高機能	療育	計	画	5	を	に改め、	同3の項中
-----	----	---	---	---	---	------	-------

認知症疾	患医療	セ	ター	5	を
------	-----	---	----	---	---

認知症疾	患医療連	携	5	認知症地	域支援連	携	5	若年性認	知症	5
------	------	---	---	------	------	---	---	------	----	---

「こめぬ、」の項中

10	を
----	---

10	地域包括	ケア	5	統計調査	5	こめぬ。
----	------	----	---	------	---	------

第四表第一分類N第二分類2の表第三分類8の項を次のように改める。

8	総合福祉 ・ボラン ティア NPOの 会館	”	3	基本構想	5	検討委員	会	5	例	規	永	用	地	永	基本計画	等	永	設計・建	設	永	維持管理	5	届出・報	告	5	使用許可	5	
		入居団体	5																									

第四表第一分類N第二分類2の表第三分類9の項中

”	を	総	括	こめぬ。
---	---	---	---	------

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類0の項中

永	を	永	岡山も	て	子	公	議	5
---	---	---	-----	---	---	---	---	---

「こめぬ、」同6の項を次のように改める。

6	児童保護	指	置	費	”	5	果分措置	費	5	市町村分	指	置	費	5	保護単価	3	民	改	費	5	保育所運	営	費	5	入所児童	処	遇	特	別	加	算	費	5	機能強化	推	進	費	5	年長児特	別	指	導	費	加	算	5	保護措置	費	請	求	書	5
---	------	---	---	---	---	---	------	---	---	------	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	------	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---

「
」

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類7の項中

総括	を	〃
----	---	---

に改め、同8の項中「特別保育対策」を「保育対策」に、「特別保育実施」を「保育対策

実施」に、「特別保育補助金」を「保育対策補助金」に

地域子ども・子育て支援事業実施	5	地域子ども・子育て支援事業補助金	5	を						
-----------------	---	------------------	---	---	--	--	--	--	--	--

に改め、同表に次の一項を加える。

F	子ども・子育て支援	〃	5	給付費負担金	5	補助金	5	特定教育・保育施設	水	調査	5	処遇改善等加算	5	人材確保	5					
---	-----------	---	---	--------	---	-----	---	-----------	---	----	---	---------	---	------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類8の表第三分類1の項中

5		を	5	財政安定化基金	10
---	--	---	---	---------	----

に改める。

第四表第一分類R第二分類1の表第三分類Bの項中

水		を	水	岡山県市町村・密地域開発促進事業基金管理	水
---	--	---	---	----------------------	---

に改める。

第四表第一分類S第二分類0の表第三分類0の項中

水		を	水	研修	3
---	--	---	---	----	---

に改め、同6の項を次のように改める。

6	他機関連携	〃	1	労働局	5	市町村	5	経済団体	5	大学	5	金融機関	5						
---	-------	---	---	-----	---	-----	---	------	---	----	---	------	---	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類S第二分類1の表第三分類7の項中

中小企業退職金制度促進	3	を	
-------------	---	---	--

に改める。

第四表第一分類S第二分類2の表第三分類0の項中

計	画	5	を	計	画	10
---	---	---	---	---	---	----

に改め、同1の項中「成人援助訓練」を「在職者訓練」に

指導員

を

◎岡山県訓令第7号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

庁 中 一 般

第四表第一分類A第二分類1の表第三分類3の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同8の項を次のように改める。

8	行政不服 審査	”	5																	
---	------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類A第二分類7の表第三分類2の項中

「行政情報公開・個人情報保護審査会」を「行政不服審査会」及び「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四表第一分類F第二分類7の表第三分類1の項中「不服審査」を「審査請求」に改める。

第四表第一分類G第二分類5の表第三分類Lの項中
 「水」を「10」に改める。

第四表第一分類H第二分類0の表第三分類4の項中
 「3」を「3 認定水 復認定水」に改める。

第四表第一分類H第二分類4の表第三分類2の項中
 「5」を「5 自家用有償旅客運送」に改める。

第四表第一分類H第二分類6の表第三分類0の項中
 「委託契約 5」を「委託契約 5 補助金 5」に改め、同5の項中「広域特別補導補助金 5」を

に改める。

第四表第一分類H第二分類8の表第三分類4の項中

5		5	自主防犯パトロール研修会	5
---	--	---	--------------	---

を
に改める。

第四表第一分類M第二分類0の表第三分類2の項中

省エネエネルギー	5			
----------	---	--	--	--

を
に改める。

第四表第一分類M第二分類5の表第三分類2の項中「訴訟・不服申立て」を「訴訟・審査請求」に改める。

水		水	自然公園自然かんす事業	5
---	--	---	-------------	---

を
に改める。

第四表第一分類M第二分類6の表第三分類5の項中

訪問看護支援事業	5			
----------	---	--	--	--

を
に改める。

第四表第一分類N第二分類1の表第三分類Dの項中

社会適応訓練事業	5			
----------	---	--	--	--

を
に改める。

第四表第一分類P第二分類4の表第三分類Aの項中

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類1の項中「ナシング調理認定者名簿」を「ナシング処理認定者名簿」に改め、同2の項中「ふぐ調理行商」を「ふぐ処理・行商」に

ふぐ調理者名簿	水			
ふぐ処理師・認定ふぐ処理師名簿	水	試験合格者名簿	水	試験 3

を
に改める。

「登録申請」を「登録・免許・認定申請」に

第四表第一分類Q第二分類1の表第三分類5の項中

社会福祉施設等震化等	5			
------------	---	--	--	--

を
に改める。

平成28年7月12日 岡山県公報 第11803号

◎岡山県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 御津佐伯線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
和気郡和気町小坂字常香七三九番地先から	和気郡和気町小坂字常香七三九番地先まで	新	九・〇〇 一〇・二	一〇五・〇
和気郡和気町小坂字常香七三九番地先から	和気郡和気町小坂字乗金六五二番一地先まで	旧	七・〇〇 九・二	一〇五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 福本和気線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成28年7月12日 岡山県公報 第11803号

一 道路の種類 県道

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番九 一地先から	真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番一 〇六地先まで	新	一〇・〇 一四・〇	二四〇・〇
真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番九 一地先から	真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番一 〇六地先まで	旧	八・四 一〇・四	二四〇・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 蒜山高原線
三 道路の区域

別	新	旧	(メートル)	(メートル)
和気郡和気町保曾字吶六二一番地先から 和気郡和気町保曾字谷ノ口六〇一番地先 まで	和気郡和気町保曾字吶六二一番地先から 和気郡和気町保曾字谷ノ口六〇一番地先 まで	三・六 一五・〇	三・六 一五・〇	一〇四・〇
和気郡和気町保曾字吶六二一番地先から 和気郡和気町保曾字谷ノ口六〇一番地先 まで	和気郡和気町保曾字吶六二一番地先から 和気郡和気町保曾字谷ノ口六〇一番地先 まで	八・〇	三・六 一五・〇	一〇四・〇

平成28年7月12日 岡山県公報 第11803号

◎岡山県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八一号	津山市南方中字谷川尻一〇番六地先から津山市南方中字上河原六番一地先まで	平成二十八年七月十二日
県道	御津佐伯線	和気郡和気町小坂字常香七三九番地先から和気郡和気町小坂字乗金六五二番一地先まで	
	福本和気線	和気郡和気町保曾字岨六二一番地先から和気郡和気町保曾字谷ノ口六〇一番地先まで	
	蒜山高原線	真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番九一地先から真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番一〇六地先まで	
		真庭市蒜山上長田字牧野二三〇二番五一地先から	

真庭市蒜山上長田字牧野二三〇二番四七地先
まで

〔三〇〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杜の萤火

三 代表者の氏名

逸見 孔一

四 主たる事務所の所在地

新見市哲多町蚊家三二八九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年から高齢者まで幅広く一般住民を対象として、地域を一つの大家族との考えで世代間交流事業などを実施し、快適で住みよい地域環境作りと活力ある社会の実現に資することを目的とする。

〔三〇一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人てっちりこ

三 代表者の氏名

竹本 宣夫

四 主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町河内六〇番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、過疎高齢化社会に対して、観光及び福祉に関する事業を行い、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔三〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

認定特定非営利活動法人子ども劇場笠岡センター

三 代表者の氏名

宇野 均恵

四 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡五九〇九

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもやおとなに対して文化・芸術の鑑賞や創造活動の推進、また社会体験や社会参画の機会の拡充など、すべての人を取りまく生活・文化環境をよりよくする活動を行い、子どもの豊かな成長と安心して生活できる地域社会の創出に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

名称

〔三〇三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人円い空

三 代表者の氏名

青井 一展

四 主たる事務所の所在地

玉野市宇野一丁目八番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方およびその家族に対して、ひとりひとりの状況に応じた柔軟な生活相談支援事業を行うこと及び支援を必要とする障害者の授産事業を通して、日常生活支援・就労支援を行い、彼らの社会参加を促進し、もって地域社会における保健福祉・障害者福祉の普及啓発の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

平成28年7月12日 岡山県公報 第11803号

〔三〇四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 就任役員

氏 名 氏 名

住 所

石村 卓美

岡山市東区矢津一六〇二―三

理事

石原 憲郎

〃 〃 〃 一七三二

〃 理事

事の別

理事監

平成28年7月12日 岡山県公報 第11803号

〔三〇五〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十八年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
坂根池	ため池等整備	二七・一〇・二二
明見谷池	〃	二七・七・八